○農林水産省告示第四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県長野市信州新町水内字大畑ケ二七四五、二七四六の一、二七四八の二、二七四九の二、二七五〇の一、二七五一の一、二七五二の一、二七五四の一、二七五七の一、二七五八、二七六〇の一、二七六二の一、二七六五の一、二七六六の二、信州新町山穂刈字上又田羅三〇五三から三〇五五まで、三〇五六のイ、三〇五六のロ、三〇五七、三〇六〇から三〇六五まで、三〇六八から三〇七四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡天龍村平岡一三六七の一、一三六七の二、一四六七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡根羽村三〇一四の七五、三〇一五の六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

根羽村三〇一四の七五（次の図に示す部分に限る。）、三〇一五の六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村浪合一一三九の五九〇から一一三九の五九四まで、一一三九の六〇〇、一一三九の六〇一、一一三九の六〇三、一一三九の六〇四、一一三九の六〇六、一一三九の六〇八、一一九二の一・阿南町字和合一五五四の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

浪合一一三九の五九四、一一九二の一・字和合一五五四の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　青森県青森市浪岡大字細野字赤平三九の四六、三九の四七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　青森県三戸郡新郷村大字戸来字舘向四九の一・四九の一三・四九の一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市宮石町字六ツ田二八の一（次の図に示す部分に限る。）、字半田一の二、三の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）